

第二次審査に関する質問（2回目）に対する回答

糸島市運動公園整備・管理運営事業に係る第二次審査に関する質問（2回目）に対する回答を提示します。

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			記載例)								
			第1条	1	(1)						
	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)					
1	様式集及び記載要領 様式IV-4-1 3	86							工程計画・施工時の配慮に関する提案書	ここで言う工程とは、建設期間（土木・建築）だけでしょうか。それとも設計期間も含むのでしょうか。	工程は、設計期間も含め、施設整備期間全体を示すものとしてください。
2	基本協定書 (案)	3	第6条	1	(1)				市の本事業契約不締結又は仮契約の解除	落札者決定から基本契約仮契約までの間に、構成企業が第6条1項（1）に該当するような事態となった場合、該当する構成企業の交代は認められないのでしょうか。	落札者決定から基本契約の仮契約までの間に、構成企業が基本協定第6条第1項第1号に該当するときは、構成企業の変更は認められません。
3	基本協定書 (案)	3	第6条	1	(2)				市の本事業契約不締結又は仮契約の解除	落札者決定から基本契約仮契約までの間に、構成企業が参加資格要件を欠く事態となった場合、該当する構成企業の交代は認められないのでしょうか。	原則として、構成企業の変更は認められません。 ただし、落札者決定から基本契約の仮契約締結までの間に、構成企業が入札参加資格要件を欠く事態となったとき、市がやむを得ないと合理的に認められる場合、かつ、本事業の目的を達成できると判断される場合に限り、構成企業の変更を認めます。なお、この場合においても代表企業の変更は認められません。  「やむを得ないと合理的に認められる場合」とは、その都度、個々の事情や理由を確認し判断します。  本回答に伴い、基本協定書に条文を追記します。
4	基本契約書 (案)	6	第15条	1	二				市の解除権	基本契約締結以降に、第15条1項2号に該当する事態となった場合、該当する構成企業の交代は認められないのでしょうか。	基本契約締結以降に、構成企業が基本契約第15条第1項2号に該当するときは、構成企業の変更は認められません。
5	基本契約書 (案)	6	第15条	1	二	(3)			市の解除権	「建設業法第28条の規定に基づく指示又は営業停止の処分を受けたことにより、本事業の継続が難しいと認められたとき」とありますが、本事業の事業契約締結後（議会承認後）であれば、国交省等からの営業停止や、市からの指名停止があっても業務の遂行は可能であると理解しています。「本事業の継続が難しいと認められたとき」として想定されている具体的な事象についてご教示ください	ご理解のとおり、建設業法第29条の3第1項の規定により、許可がその効力を失う前又は当該処分を受ける前に締結された請負契約に係る建設工事に限り施工することができます。また、同条第5項においては、「三十日以内に限り、その建設工事の請負契約を解除することができる。」と規定されています。  本規定は、当該処分等を受けた構成企業が、業務の継続が困難となったことにより、他の構成企業においても業務の継続が困難となった場合を想定しています。
6	建設工事請負契約書 (案)	3	第8条	3					契約保証金	複数の履行保証保険の付保ができるとありますが、例えば体育館建設工事と土木工事（造成や公園整備）、備品調達設置の担当企業（担当JV）が異なる場合、それぞれの担当企業（担当JV）で別の履行保証保険の締結を行う事でもよろしいでしょうか。なお建設期間中の保険対象期間の空白は生じません。	本市は、事業契約ごとに債務及び責任を連帯して負担することを求めているため、1つの事業契約で複数の履行保証保険を付保することを認めないこととします。  本回答に伴い、建設工事請負契約書(案)及び設計・工事監理業務委託契約書(案)第8条第3項を削除します。
7	建設工事請負契約書 (案)	3	第8条	5	三				契約保証金	「この契約による債務の不履行により生ずる損害金」とありますが、この債務不履行とは第48条に記載されている各号のすべての事項を対象とするということでしょうか。	建設工事請負契約書（案）（建設工事のみの契約）第48条（建設工事請負契約書（案）（設計、建設、工事監理の三業務に関する契約）は第59条）に記載されているかどうかにかかわらず、この契約による債務の不履行により生ずる損害金対象となります。
8	建設工事請負契約書 (案)	4	第12条	2					整備事業区域等	「善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とありますが、具体的にどのような作業を求めているのでしょうか。定期的に確認の巡回をすればよろしいでしょうか。	工事期間内の管理はもちろんのこと、事業契約締結日から工事着手までの期間においても、当該整備事業区域等が損傷等しないよう、必要と考えられる措置を講じてください。 ただし、現雷山運動広場は、令和2年度に廃止する予定であることから、廃止するまでの期間は、これまでどおり本市が管理することとなります。 一例として、定期的な巡回・清掃・除草をするほか、ごみの投棄や不法使用を防止するための注意看板の設置等が考えられます。  本回答に伴い、建設工事請負契約書（案）の条文を修正します。